建築基準法第51条ただし書許可の流れについて

※廃棄物処理施設の場合

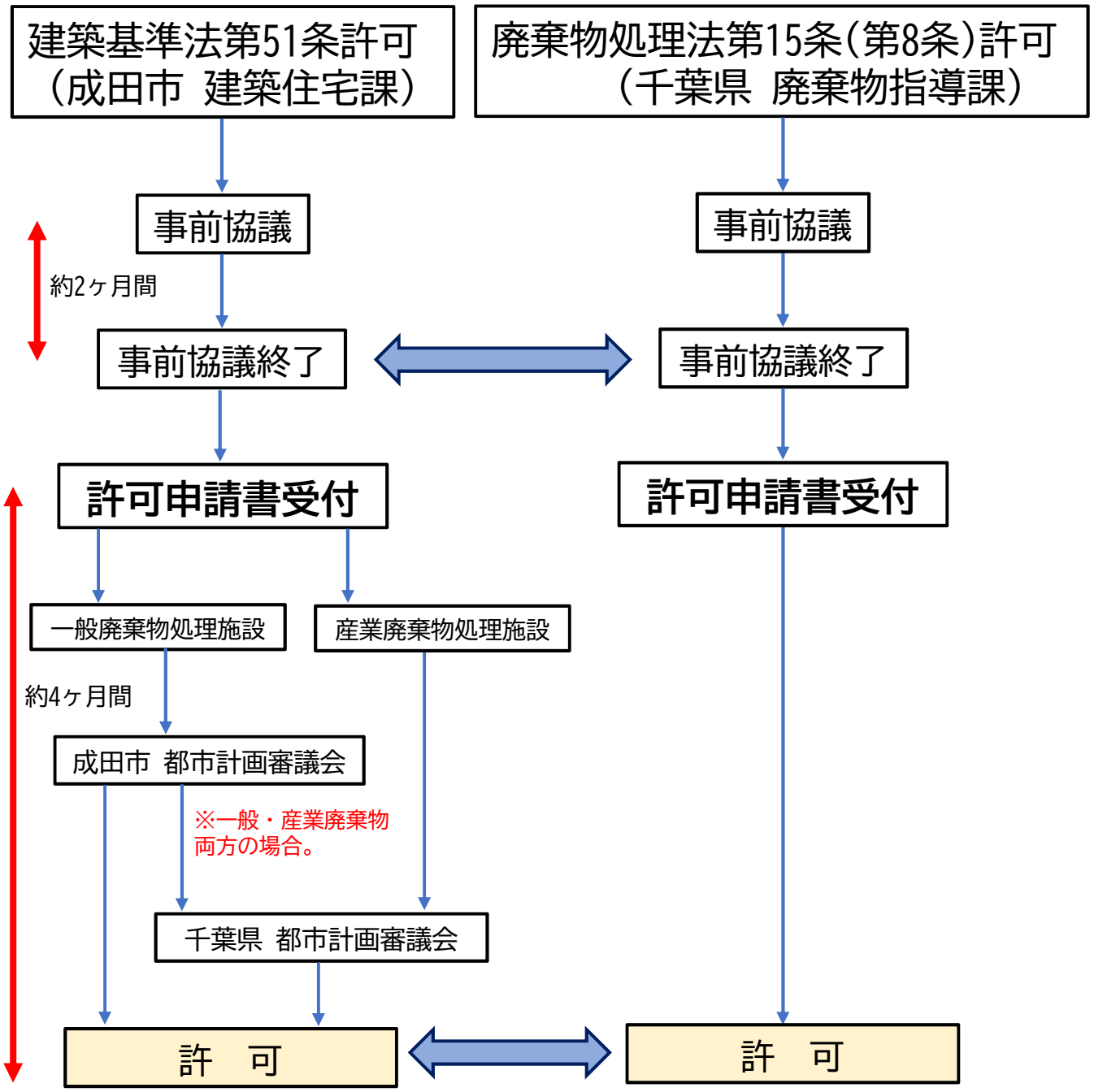

※都市計画審議会、千葉県　廃棄物指導課が所管部局となる廃棄物処理法の許可などがあるため、許可には相当期間を必要とします。あらかじめ、関係機関と調整願います。
↔の期間はあくまで目安となります。（都市計画審議会のスケジュールによって大きく変動する場合があります。）

事前協議について

・許可申請が必要となる建築計画がある場合は、許可の適用について事前に建築住宅課建築審査係に協議をお願いします。
・事前協議にあたっては、許可を求める理由などを明確にした上で、その計画概要を示す資料（理由書、配置図、平面図など）を作成してください。